

袋井市日本一健康文化都市条例（案）

前文	P 1
第 1 章 総則		
第 1 条 目的	P 3
第 2 条 定義	P 4
第 2 章 基本理念		
第 3 条 基本理念	P 5
第 3 章 まちづくりの担い手		
第 4 条 市民の役割	P 6
第 5 条 地域団体の役割	P 8
第 6 条 事業者の役割	P 9
第 7 条 市議会の責務	P10
第 8 条 市の責務	P11、12
第 4 章 参加と協働		
第 9 条 参加と協働の推進	P13
第 10 条 市民活動の推進	P14
第 5 章 まちづくりに関する基本施策		
第 11 条 総合計画の推進	P15
第 12 条 情報の公開及び共有	P16
第 13 条 説明責任	P17
第 6 章 雑則		
第 14 条 委任	P18

前 文

前 文

袋井市は温暖な気候のもと、豊かな田園と緑美しい茶畑、まちを貫く太田川や原野谷川、水碧き遠州灘と、自然環境に恵まれています。

私たち袋井市民は、先人が築いてきたこの美しい自然と歴史や伝統文化を継承し、さらなる地域の発展を目指していかなければなりません。

このためには、~~心身ともに健康な市民が市民一人ひとりが健康で~~高い目標を持ち、未来に向かって挑戦し続けることができるまちづくりを進めていくことが大切です。

本市は、平成 22 年に「日本一健康文化都市」を宣言し、~~市民の生活の向上と地域の発展に努めてきました。~~

~~健康文化都市とは、健康がまちの文化として共有され、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも良好な状態である都市のことです。~~

~~そして、高い志の下に、明確な目標を持ち、自らが胸を張って誇れるまちを築くため、「日本一」を掲げています。~~

~~この日本一健康文化都市を実現するためには、みんなで人づくりとまちづくりに取り組むことが必要です。~~

しかしながら、今後ますます少子高齢化や人口減少が進むと予測されるとともに、市民ニーズの多様化や地域コミュニティの希薄化などにより、従来どおりの施策の推進は難しくなっています。

このため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自覚と行動力のもと、市民、地域団体、事業者、市議会及び市が、それぞれの立場でそれぞれの役割と責務を認識し、連携及び協働して取り組むことが重要です。よって、これを着実に実践し、日本一健康文化都市を実現するため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、袋井市が掲げる「日本一健康文化都市」の理念や、市民の皆様まちづくりへの参加と協働によるまちづくりの必要性及び背景等について理解してもらえよう設けています。

また、袋井市の地勢や特徴等を活かすとともに、市民等と行政が連携・協働して日本一健康文化都市の実現に取り組むことへの決意を述べています。

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、袋井市が目指す日本一健康文化都市の実現に向けて、基本理念を定め、市民、地域団体、事業者、市議会及び市がそれぞれの役割と責務を担い、協働によるまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民の誰もが住んでよかった、これからも住み続けたいと実感できるまちの実現を図ることを目的とする。

【解説】

「日本一健康文化都市」の実現は、市民の高い志の下、健康で快適な質の高い生活をおくるため、「心と体の健康」、「都市と自然の健康」、「地域と社会の健康」の3つの健康を視点に取り組むまちづくりのそのものです。

そのため、まちづくりの主体である市民、地域団体、事業者と市議会及び市が連携・協働して公共的又は公益的活動に取り組むことにより、市民の誰もがこのまちに住む喜びと誇りを持ち、より良い地域社会をつくることを目的としています。

第 2 条 定義

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者又は市内で働く者若しくは学ぶ者をいう。
- (2) 地域団体 市民等で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者の者をいう。
- (4) 市議会 市議会議員をもって構成される市の意思決定機関をいう。
- (5) 市 市長、~~その他の~~市の執行機関及び市職員をいう。
- (6) まちづくり 誰もが健康で快適に幸せに暮らすことができるまちを実現するために取り組む公共的又は公益的な活動をいう。

【解説】

- (1) 市内に通勤、通学する人や、市内で活動している個人をいいます。
- (2) 市民等で構成される営利を目的としない団体で、自治会等の地縁で結びついた組織や市内において活動を行う市民活動団体、特定非営利活動法人（NPO法人）をいいます。
- (3) 市内で事業活動を営む個人及び法人をいいます。
- (4) 地方自治法第 89 条に基づく地方公共団体の議会をいいます。
- (5) 市長のほか、地方自治法第 180 条の 5 に規定する地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員並びに市職員をいいます。
- (6) 市民、地域団体、事業者、市議会及び市が、それぞれの役割と責務を踏まえ、日本一健康文化都市の実現に向けて取り組む活動をいいます。また、「公共的活動」とは、市民の誰もが公平かつ公正に参加できる活動であり、「公益的活動」とは、広く社会の利益にかなう活動をいいます。

第2章 基本理念

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 市民、地域団体、事業者、市議会及び市は、~~日本一健康文化都市宣言の理念に基づき~~、「心と体の健康」はもとより、それを支える家庭や地域が温かい「地域と社会の健康」、都市環境と自然が調和し、産業経済が活性化する「都市と自然の健康」を深く認識しつつ、主体的にまちづくりに取り組むものとする。

2 市民、地域団体、事業者、市議会及び市は、日本一健康文化都市の実現のため、それぞれの役割と責務を理解し、互いを尊重し、連携し合い協働しながらまちづくりに取り組むものとする。

【解説】

1 市民、地域団体、事業者、市議会及び市に共通したまちづくりの目標は、「日本一健康文化都市」の実現です。

袋井市が捉える「健康観」すなわち、心身の健康はもとより、それを支える都市環境や地域社会が良好な状態であることを市民一人ひとりがしっかり認識し、日々の行動の中に定着させることを基本とします。

2 基本理念の2点目として、市民、地域団体、事業者、市議会及び市が、それぞれの役割と責務を明確にした上で連携・協働してまちづくりに取り組むことを宣言しています。

「協働」とは、まちづくりの主体である市民、地域団体、事業者、市議会及び市が、お互いの信頼関係を深め、良きパートナーとなって公共活動に取り組むことをいいます。

第3章 まちづくりの担い手

第4条 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下、「基本理念」という。）に基づき、自ら果たすべき役割を自覚し、互いの立場及び考えを尊重し、協力し合いながら、健康で快適に暮らすことができるまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、日本一健康文化都市についての理解を深め、家庭、地域、職場、その他のあらゆる機会及び場所において、生活の向上と地域の発展に向けた活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 市民は、市と協働することにより、市政の持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

1 市民は、各々がいきいきと健やかで心豊かに生活することを目指すとともに、まちづくりの主体であることを認識し、自らが住む地域社会の一員として、公共の福祉、地域の発展、環境の保全など、良好な社会環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、日本一健康文化都市の理念に基づき、健康意識を高く持ち、家庭、地域、職場などあらゆる機会をとらえて、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」を追求し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとします。

3 市民が、将来にわたって袋井市が発展するように、総合計画の推進など市との関わりの中から住み良い社会の実現に向けた活動に取り組むよう努めるものとします。

第5条 地域団体の役割

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、基本理念に基づき、その社会的使命及び機能を認識し、地域に根ざした活動を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、市民、他の地域団体、事業者及び市と密接な連携しを保ち、地域の特性を活かしつつ、日本一健康文化都市の実現に向けて多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

【解説】

- 1 地域団体は、その社会的意義や責任を自覚し、地域住民に理解される公益的な活動に取り組むことにより、その結果として、市民から信頼され、協力と支援が得られるよう期待が込められています。
- 2 地域団体は、市民や他の団体、事業者及び市と良きパートナーとなって相互に連携を図り、地域で暮らす人たちが主体的に地域活動に参加するとともに、地域団体同士が横のつながりを強固なものとし、地域における課題の解決や、日本一健康文化都市の実現に向けた様々な活動に積極的に取り組むよう努めるものとします。

第6条 事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、~~自らの活動を通して健康づくりに寄与するとともに、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場の環境整備に努めるとともに、市が実施する日本一健康文化都市に関する施策に協力するよう努める~~ものとする。

2 事業者は、地域団体及び市と連携し、日本一健康文化都市に関する事業に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- 1 事業者は、従業員とその家族が健康の維持増進に取り組みやすい就労環境等の整備に努めるものとします。
- 2 事業者は、自らが地域社会の一員としてであることを認識し、地域団体や市が行う日本一健康文化都市の推進に関する取組に積極的に協力するものとします。

第7条 市議会の責務

(市議会の責務)

第7条 市議会は、基本理念に基づき、市の議決機関として、市民の意見や意思を日本一健康文化都市の推進に反映させるよう努めるものとする。

2 市議会は、袋井市議会基本条例（平成27年袋井市条例第29号）第2条に規定する議会の活動原則に基づく取組を通して、日本一健康文化都市の実現を図るものとする。

【解説】

- 1 市民の代表である市議会は、まちづくりの重要な担い手であるとともに、市民を代表する意思決定機関であることから、市民の意見の的確な把握に努め、市民の意思を適切に反映させることで日本一健康文化都市の推進に努めるものとします。
- 2 本市では、平成27年3月に市議会の最高規範として、「袋井市議会基本条例」を制定していることから、議会の基本的な責務は、袋井市議会条例によるものとするとともに、袋井市議会条例第2条の各号に掲げる議会の活動原則に基づく取組を通して、日本一健康文化都市の実現を図るものとします。
 - 袋井市議会条例第2条の各号における議会の活動原則
 - (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
 - (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
 - (3) 市民に対して、情報を積極的に発信すること。
 - (4) 市民にとって分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
 - (5) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

第8条 市の責務

(市の責務)

第8条 市長は、基本理念に基づき、市民、地域団体及び事業者が行う活動への支援を通じて、市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、日本一健康文化都市の実現のために必要な施策を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 市長は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、地域団体及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長及び市の執行機関は、相互連携を図り、一体となって日本一健康文化都市の実現を~~めざして~~目指して取り組むものとする。

4 市職員は、市民、地域団体及び事業者と協働し、まちづくりの推進に取り組むとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

5 市職員は、常に必要な知識を習得し能力の向上に努め、日本一健康文化都市の実現を~~めざして~~目指して取り組むものとする。

【解説】

1 市長は、市民の視点に立って、公正かつ誠実に市民、地域団体及び事業者が行う活動を支援するとともに、日本一健康文化都市の実現に向けた施策を企画し、効果的かつ総合的に推進することを規定しています。

- 2 市長は、日本一健康文化都市に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、市民、地域団体、事業者の自主性と自立性を尊重するとともに、その意思を的確に把握し、まちづくりに反映させることを規定しています。
- 3 市長及び市の執行機関は、相互に連携を図り、一丸となって日本一健康文化都市の実現を目指します。
- 4 市職員は、常に自らの責務を自覚し、まちづくりの推進役として市民、地域団体、事業者と協働して取り組むとともに、自らも積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとします。
- 5 市職員は、市民のための行政ということを常に意識し、日本一健康文化都市の実現を図るため、知識・技術の習得と能力の向上に努めます。

第4章 参加と協働

第9条 参加と協働の推進

(参加と協働の推進)

第9条 基本理念に基づくまちづくりを推進するにあたっては、次に掲げる参加と協働の基本原則に~~のうとって~~基づき取り組むものとする。

- (1) 市民、地域団体、事業者及び市は、相互に対等な立場で自主性を尊重しつつ、お互いの特性を活かし合い、補完し合いながら、まちづくりに取り組むこと。
- (2) 市は、市政に対する市民参加の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保し、~~活力のある誰もが誇りと愛着を持てる~~地域社会の実現に向けて取り組むこと。
- (3) 市は、市民、地域団体及び事業者からの相談の機会を確保するとともに、人材育成に努め、協働による個性豊かなまちづくりを推進すること。

【解説】

日本一健康文化都市の実現に向け、参加と協働によるまちづくりを推進するため、基本的な考え方を3つの基本原則に整理しました。

- (1) まちづくりの担い手は、それぞれが主体性、独自性のある自立した活動を行いつつ、協働にあたっては、対等な関係で信頼関係を築き、お互いの特性を活かし合って取り組む必要があります。
- (2) 市は、性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、等しく市政に参加できる権利を保障し、市民自治の実現を図ります。
- (3) 市は、市民、地域団体、事業者が主体的かつ積極的に公共的課題の解決に取り組めるよう、市民活動に関する相談及び人材育成といった機会の創出に努めるものとします。

第 10 条 市民活動の推進

(市民活動の推進)

第 10 条 市民、地域団体及び事業者は、まちづくりの主体であることを自覚し、健康で安心して快適に暮らすことが**出来る**地域社会を実現するため、自主的に行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組む**よう努める**ものとする。

2 市民、地域団体及び事業者は、地域に関心を持ち、自治会などが取り組む活動に参加する**よう努める**ものとする。

3 市は、市民活動の推進を図るため、地域における課題の把握に努めるとともに、活動の場及び交流の場の整備等必要な環境づくりに取り組むものとする。

【解説】

1 まちづくりの担い手である市民、地域団及び事業者は、健康で快適な、住んでよかったと実感できるまちを実現するため、健康・福祉の増進、芸術・文化やスポーツの振興、環境の保全、子どもの健全育成など、様々な社会貢献活動に積極的に取り組むものとします。

2 少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等から、地域社会への帰属意識が低下し、自治会加入率や自治会活動の参加者が減少するなど、地域の結びつきの重要性が再認識されています。

地域の結びつきを強固にするには、地域に関わるすべての人々が、主体的に自治会活動等に参加する必要があります。

3 市は、市民活動が活発に行われるよう、日頃から市民や地域団体、事業者と連携を図り、地域における課題の把握に努めるとともに、市民活動の拠点整備などの環境づくりに取り組みます。

第5章 まちづくりに関する基本施策

第11条 総合計画の推進

(総合計画の推進)

第11条 市長は、日本一健康文化都市の実現を図るため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、総合計画の内容を推進するため、適切な進行管理を行うものとする。

【解説】

- 1 日本一健康文化都市の実現のための総合計画は、この条例の理念に合致したものとします。
- 2 この条例が実効あるものとして運用が図られ、日本一健康文化都市の実現を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理を行うことを規定します。

第 12 条 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第 12 条 市民、地域団体、事業者、市議会及び市は、個人情報の保護に配慮したうえで、それぞれが保有するまちづくりを推進するために必要な情報を積極的に公開し、その情報の共有に努めるものとする。

【解説】

まちづくりの担い手である市民、地域団体、事業者、市議会及び市は、日本一健康文化都市の実現に向けたまちづくりを推進するにあたり、それぞれが保有する情報を積極的に公開するとともに、お互いに信頼感を持って、情報の共有に努めるものとします。

第 13 条 説明責任

(説明責任)

第 13 条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、施策及び計画の立案、実施、評価等を行うにあたり、その内容を市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】

「説明責任」は、市民と行政の信頼関係を高め、協働のまちづくりを推進するために、必要不可欠な行政に課せられた使命です。

第 6 章 雑則

第 14 条 委任

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に定めるもの以外で、条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとしています。

袋井市日本一健康文化都市条例（案）

前文	P 1
第 1 章 総則		
第 1 条 目的	P 3
第 2 条 定義	P 4
第 2 章 基本理念		
第 3 条 基本理念	P 5
第 3 章 まちづくりの担い手		
第 4 条 市民の役割	P 6
第 5 条 地域団体の役割	P 8
第 6 条 事業者の役割	P 9
第 7 条 市議会の責務	P10
第 8 条 市の責務	P11、12
第 4 章 参加と協働		
第 9 条 参加と協働の推進	P13
第 10 条 市民活動の推進	P14
第 5 章 まちづくりに関する基本施策		
第 11 条 総合計画の推進	P15
第 12 条 情報の公開及び共有	P16
第 13 条 説明責任	P17
第 6 章 雑則		
第 14 条 委任	P18